

審議（会議）結果

審議会名称 第14期第5回神奈川県生涯学習審議会

開催日時 令和元年12月20日（金）14時00分～16時00分

開催場所 波止場会館 1階多目的ホール

出席者【会長・副会長等】

青木信二（公募委員）

浅野邦彦（神奈川県立公立小学校長会副会長）

大田裕多佳（神奈川県専修学校各種学校協会副会長）

大橋昌行（神奈川県経営者協会人材活性化委員）

小野晴子（公募委員）

木下敬之（神奈川県公民館連絡協議会会長）

小池茂子（聖学院大学教授）【副会長】

越地祐一郎（神奈川県PTA協議会執行役員）

鈴木紀子（横浜国立大学男女共同参画推進センター准教授）

鈴木眞理（青山学院大学教授）【会長】

外村智昭（海老名市教育委員会学び支援課長兼若者支援室長事務取扱）

山田信江（神奈川県社会教育委員連絡協議会理事）

吉田洋子（かながわ女性会議理事長）

※五十音順

次回開催予定日 令和2年3月頃

所属名、担当者名 生涯学習課 森、鈴木、比留間

掲載形式 議事録

議事概要とした理由 ー

審議（会議）経過

1 開会＜事務局＞

2 あいさつ＜生涯学習部長＞

(傍聴者確認)

3 議題

(1) 第14期生涯学習審議会諮問事項「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」

○鈴木会長

最初に、前回までの審議概要について、事務局から報告願います。

○事務局

資料1により、前回9月4日に開催した第4回生涯学習審議会の内容を振り返ります。

まず、家庭教育支援の対象について、どういう層に対して支援が必要かを考えることが課題とし、支援の対象として、「全ての家庭」「課題を抱える家庭」という表現があるが、これはどちらかからどちらかに移行したり、戻ったりすることもあるので、初めから分けて考えるべきではないとの指摘がありました。また、病気に例えた表現で、軽い症状のときにきちんと予防すると、重い症状にはならないので、日常的に予防的な対応をしたほうがよいという意見の一方で、予防という言葉には、正常と異常を分ける発想があるように思うが、正常の範囲を決めることは難しいこと。また、教育と福祉の線引きの難しさにも言及がありました。

活動を通じての実感として、情報が届いていないのではなく、取りに行こうとしない、サービスを受けるという認識しかないケースが多いと感じる。そこで、社会教育では、自分から行って門戸をたたいてみる姿勢を教え広めることが大切であること。情報を自ら取りに行くようにするには、人とつながることの大切さを体感するような日常が必要で、その意味で、社会教育の王道である、地域の、顔の見える人と人との関係づくりが大きな柱となることへの指摘がありました。一方で、それでもつながりにくい家庭、課題が顕在化している家庭もあり、そこへは、今までとは少し違う視点で、ターゲット的なアプローチが必要であること、そして、王道である人と人との関係づくりとターゲット的なアプローチの両方をつなげていく視点が必要との指摘もありました。

その他、支援が必要なケースとして、転勤により地域に馴染みにくい家庭についても言及がありました。

次に、地域で共に支え合う支援「共助」についても議論がありました。

最近、若い父母が、サービスを受けたがる傾向、要求型になっていると感じる。共同保育などのように何かしらの役割を持つことができたほうがよいのではないかと。何か欠けているところがあるから支援を、ではなく、みんなでまちのことを考え、一緒にやりましょうという形になるとよい。問題を抱えた家族がいるのではなく、多様な家族がいるのが当たり前で、みんなで役割を持ち合うようなまちを作っていけるとよい、という指摘や、そういったことを考えていく場合、「地域」の範囲を、行政区だけで考えるのではなく、活動の目的や内容を合わせて考えられるとよい、という意見もありました。

また、重要なのは、そういった「共助」の関係を創出する地域をどのように作っていくか

ということであり、さらに、そこに乗っかっていけない家庭への目配りも必要との指摘がありました。

議論のまとめとして、地域全体で、と考えた場合、それを誰が担うのが重要で、行政と地域の中間的な存在の人が活動できる社会になっていくとよいのかもしれないが、その仕組みをどのように作っていくかを考えなくてはならない。また支援の対象として、課題を抱える家庭とそうでない家庭とを分けることの是非、どのような子どもを持つ保護者を対象と考えるのか、今後議論していく必要があるが、その際、旧来の教育の考え方や制度にとらわれすぎないほうがいいかもしれない、との御意見もありました。

最後に、市町村に対して実施する調査に関する意見として、子育て当事者の意見・情報が足りない、地域ぐるみで子育てを応援している施策や、父親の育児参加を促すプログラムなどがあれば知りたいといった御発言がありましたが、これについては、この後の調査結果の報告の中で見ていきたいと思います。

○鈴木会長

質問がなければ、続いて、取組状況調査結果の報告を事務局から願います。

○事務局

資料2および、別紙1～4、別紙4参考資料の6点を御覧ください。10月に実施しました「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査」の結果について御報告します。

まず、調査概要を確認します。調査の対象は、県内33市町村の「家庭教育支援主管課」および「子育て支援主管課」でしたが、家庭教育支援主管課は29自治体から、子育て支援主管課は16自治体から回答がありました。子育て支援主管課には、家庭教育支援主管課を経由して依頼したことや、「家庭教育支援」という言葉に馴染みがなく、どのような事業を回答すればよいか分からないといったことから、回答が少なかった可能性があります。

続いて、回答の内容についてです。計画に家庭教育支援が位置づけられているかどうか聞いたところ、生涯学習と教育の計画の両方に位置づけられているのは9自治体、生涯学習の計画のみに位置づけられているのが4自治体、教育の計画のみが12自治体、計画への位置づけがないのが2自治体、計画自体がないまたは未回答が6自治体となりました。なお、計画自体がないとした2自治体のうち一つの自治体は、総合計画に家庭教育支援が位置づけられているとのことでした。

一方、子ども子育て支援事業計画については、計画の策定自体は子ども・子育て支援法で規定されていますので、回答のあった16自治体全てで計画があるとのことでした。このうち15の自治体で、家庭教育支援に相当する事業の位置づけがあるとのことでした。

続いて、実施事業について、家庭教育支援主管課から回答のあった事業は96事業でした。その一覧が別紙1です。これを見ると、半分以上が学習機会の提供の事業となっており、そのほかは、体験活動、居場所・交流の場の提供、啓発などでした。また、回答された事業を見ていくと、家庭教育支援事業として捉えている範囲が自治体によりかなり異なるのが

分かります。例えば「おはなし会」をあげている自治体がありました。「おはなし会」は、おそらくほぼ全ての自治体で行われていると思われませんが、そのうち一部の自治体で、家庭教育支援の取組としていることとなります。これは、家庭教育支援が具体的に何を指し、何をすることなのか、あまり明確ではなく、自治体が、それぞれの事情に応じて工夫したり、事業の範囲を決めたりしている実態の表れと思われまます。

事業の対象家庭は、96事業のうち一つを除いて「すべての家庭」となっています。また、7割以上が行政主体の事業ですが、何らかの連携をしている事業も多く、その連携先は、民間事業者、PTA、NPO、社会福祉法人、任意団体、その他から選択してもらったところ、PTAと連携しているものが最も多い、という傾向が見られました。

別紙1掲載の事業を、「学習機会の提供」「体験活動」「場の提供」「啓発」「その他」の5つに分けそれを縦軸に、対象者の年齢層、すなわち、どの年齢の子どもを持つ保護者を対象とするか、を横軸にして整理したのが別紙2です。別紙2は、両面にわたっていますが、片面が全て学習機会の提供になっており、学習機会の提供が最も多いことが改めて分かります。また、学習機会の提供では乳幼児対象の事業も多く行われていること、一方、場の提供や相談事業は少ないことが分かります。

続いて、子育て支援主管課から回答のあった83事業の一覧が別紙3です。これは、あくまで担当者が、ここで定義された「家庭教育支援」に該当すると思うものを記載してもらいました。このため、類似の事業でも、回答に含めた自治体、含めなかった自治体があるなど、ゆれがありますが、いずれにせよ、家庭教育支援の定義に該当すると担当者が判断した事業が16自治体で83事業あがってきていることは、家庭教育支援と子育て支援の境界のあいまいさが垣間見える結果とも考えられます。

あがってきた事業を見ていくと、家庭教育支援主管課が回答した事業とは対照的に、場の提供や相談事業が多くなっています。対象保護者は、6割以上の事業で、未就学児を持つ保護者、またはそれを含めた対象となっています。就学後の子どもをもつ保護者を対象としている事業もありますが、それらは「すべての家庭」対象と「支援が必要な家庭」対象とが半々程度という結果でした。また、連携先は、民間事業者、NPO、社会福祉法人、任意団体など多様ですが、PTAとの連携は一つもなかったことが、家庭教育支援主管課回答の事業とは対照的と思われまます。

なお、前回審議会では指摘のあった、地域ぐるみで子育てしている施策は、別紙1で、実施主体が「地域主体」や「地域との協働」となっている施策が参考になると思われまます。また、父親の育児参加を促すものは、比較的、体験活動でよく行われている印象で、別紙1の項番1、62、65などが該当するものと思われまます。

記述回答の意見の一覧が別紙4です。(1)家庭教育支援条例の制定について、検討していると回答した自治体はありませんでした。(2)取組拡充の必要性和(3)その理由では、ほとんどの自治体が、拡充の必要性「有り」と回答していますが、一方で、児童数の減少傾向、アンケートで既存事業への満足度が高いなどの理由から、拡充の必要性「無し」と回答

したところもありました。(6)家庭教育支援チームの組織化については、2つの自治体で検討しているとの回答がありましたが、(7)の課題を見ると、いずれも、困難さを感じているようでした。

また、前回審議会で、子育て当事者の声を、という意見があったため、この調査でも、行政の担当者が聞き及んでいる子育て当事者の声について聞きました。(4)がその回答です。ほとんどが、講座や学級の実施後アンケートに記載された内容を回答したようで、講座の内容などに関わる回答が多かったですが、その中でも、参加への時間的な負担感、楽しめる講座への要望、あるいは、他の講座に比べて家庭教育支援の講座への思いの強さを感じるといった意見がありました。

子育て当事者の声については、10月に実施した家庭教育支援研修のグループ討議の場で、参加している行政の担当職員や公民館職員などにも聞きましたが、ほとんどあがってこず、唯一、家庭教育学級の参加者からの「わずかな時間でも子どもから離れて自分の学びができるのはよい」という声が紹介されていました。

○鈴木会長

この調査結果については、各委員、よく読んでおくことにしましょう。

ところで、この調査結果は、ここで配って終わりなのでしょうか。この資料は使えると思うので、答申に掲載するなど、有効に使えるように考えましょう。

○大田委員

実施事業について、地域によっても差はあると思いますが、それぞれ何人くらい参加があるものなのでしょうか。参加者が非常に少ないのか、それとも、ある程度集まっていて、事業として成果が出ているものなのかが分かるとよいと思います。

○青木委員

家庭教育支援の事業の内容は、多岐にわたっていますが、深く調査するならば、この中から、いくつか選んで取材してみても、面白い事例があるのではないかと思います。時間の問題もあると思いますが。

○鈴木会長

より深めていく必要があるところもあるかもしれないので、こういう観点で、この事業をより深く調査するとよい、というものがあれば、委員の皆さんから意見を出していただいてもよいかもしれません。

○小池副会長

各実施事業について、どこでやっているのかが明らかになるとよいのではないのでしょうか。それが、社会教育施設なのか、学校なのか、子育て関係の施設や児童福祉関係の施設なのかなど、分類をしていくと、社会教育施設で家庭教育支援や子育て支援の取組が、どれくらい行われているかが一目瞭然となってよいのではないかと思います。その情報を別紙2に追加して可視化すると、答申を作るときの参考になるのではないのでしょうか。

○鈴木会長

それについては、分かる事業と分からない事業があるので、こういう事業はこういうところで実施されているといった傾向を分析してみる方法もあるかもしれません。

では、皆さんそれぞれこの資料をよく見て、検討しておきましょう。その中で、さらに深める必要があるところがあれば、可能な範囲で、どうするか考えましょう。

○吉田委員

別紙4で、社会状況や家庭の変化に対応して、ここは新しく取り組んでいますという情報があれば、ピックアップできると参考になるのではないのでしょうか。

○鈴木会長

11月に青木委員と小野委員に、世田谷区に取材に行ってください、本日、その内容を発表いただくことになっておりますが、その前に、関係の国の制度について、事務局から説明願います。

○事務局

お手元の資料3-1、資料3-2を御覧ください。国の「子ども・子育て支援」の施策は、少子化を背景として資料3-1に示されたような流れで進められてきており、現在の子育て支援の施策は、2015年から本格実施となった「子ども・子育て支援新制度」のもとで実施されています。この制度の説明を抜粋したのが資料3-2です。

資料3-2の最初のページに「子ども・子育て支援新制度の概要」が記載されています。「子ども・子育て新制度」は、市町村主体と国主体の事業に分けられ、市町村主体の事業は「給付型事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分けられます。このうち、地域全体で子どもを育てるという観点から「地域子ども・子育て支援事業」の一部事業が、家庭教育支援とも近い関係にあるのではないかと思います。具体的には、「地域子ども・子育て支援事業」の中に、さらに13~14の事業がありますが、この中でも特に、「利用者支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が家庭教育支援に近いものと思われるため、今回、世田谷区の利用者支援事業について取材しました。その中で、関連する地域子育て支援拠点事業についても少し触れています。

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、子育て支援のサービスや施設等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うもので、事業の対象者は、基本的に小学校就学前の子育て家庭となっており、基本型、特定型、母子保健型の3類型があります。このうち、特定型と母子保健型は、保育サービスや母子保健サービスについて、相談や情報提供を行うものです。一方、基本型は、「利用者支援」「地域連携」の2つを柱とする支援で、「利用者支援」が、身近な場所で相談にのったり、情報提供などを行うもの、「地域連携」が、子育てに関わりある地域資源、例えば、子育てサロン、児童館、保育園、幼稚園、子育てサークル、公民館などと連携したり、さらには、そういった地域資源を育成したりする役割を担うものとされています。世田谷区の事例では、この地域連携のところに注目して取材しました。

次に、地域子育て支援拠点は、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する拠点です。単に相談などを行うだけではなく、交流を通じた、親同士の支え合いや子ども同士の育ち合いを促す働きが求められています。この事業の対象は、主に3歳児未満の子育て家庭となっていますが、自治体のよっては、就学前までを対象としている場合もあるようです。世田谷区ではこの拠点を「おでかけひろば」と名付けて設置されていました。

○青木委員（発表：神奈川県生涯学習審議会の事例取材報告）

調査といっても1時間半程度の取材でしたので、十分な情報をお伝えできるか分かりませんが、分かる範囲でお話したいと思います。

取材対象事業は、世田谷区版の「利用者支援事業」で、担当課である子ども・若者部子ども家庭課子育て支援担当からお話を伺いました。

スライド1には、世田谷区の5つの地域区分を掲載しました。世田谷区はこの5つの地域区分が基本になっています。

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援新制度は、教育、保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを趣旨とし、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「利用者支援事業」を両輪として成り立っています。地域の子育て家庭にとって適切な施設や事業の利用の実現を目指し、子育てに特化した事業を展開していく制度と理解していますが、その中で、社会教育の視点からみて面白いと思うのが、利用者支援事業において、社会資源の開発をしていくという部分です。地域には様々な団体やシステムがあるので、それらをうまく利用者支援の中に取り込んでいけば、地域としての財産になるということだと思います。

利用者支援事業の中には、基本型、特定型、母子保健型という3類型があります。特定型は、専門職員による保育サービス等に関する相談対応、母子保健型は、産前産後を含めて相談に応じるもので、これらの2つは、基本的に窓口で相談を受けるものになります。一方、基本型は、地域に出て行って取組を行っていくものです。

スライド5に世田谷区版の利用者支援事業の概要をまとめました。特定型は、区内5つの総合支所それぞれに「子ども家庭支援センター」を設置し、そこに、非常勤職員の子育て応援相談員を常時2名配置しています。母子保健型は、各総合支所の健康づくり課に、非常勤職員の母子保健コーディネーターを配置し、保健師と連携しながら様々な対応を行っています。この子育て応援相談員と母子保健コーディネーターが、世田谷版ネウボラ・チームとして機能しています。

基本型は、世田谷区内に1か所設置され、利用者支援事業（基本型）のセンター機能を担う「ひろば型中間支援センター」と、5地域各1か所の「おでかけひろば」の計6か所に、地域子育て支援コーディネーターを配置しています。（事務局補記：資料2「ひろば型」とは、5地域での利用者支援事業を指す。）利用者支援事業は、6か所それぞれNPO法人に委託されていますが、この委託先は、必ず法人格を有する団体としており、任意団体は受託で

きません。その理由は、公的資金を投入し、区の看板を背負って活動してもらうものであり、しっかりとした団体でなければならないためとのことでした。ひろば型中間支援センターは、5地域のひろば型利用者支援事業者全体を見て調整等を行うセンター機能を担っています。現在、この受託者は、区が利用者支援事業の制度を作るにあたりモデルとした団体となっています。

地域子育て支援コーディネーターは、公的な資格などはありませんが、子育ての相談・指導等に係る経験や、国が定める研修の受講が条件になっています。このコーディネーターは、各拠点で複数の人が配置されていますが、中間支援センターには常時2人、ひろば型には常時1人在席するようにしています。

各地域には、児童館や子育てサロン等、子育てに係る「地域資源」が様々あり、それらを活用するために、ひろば型利用者支援事業者は地域連携を進めています。それらの地域資源を全て利用者支援事業者に認定すればよいように思いますが、それらは、法人格ではなかったり、常時相談を受けられる体制になっていないなど、必ずしも利用者支援事業者となれる要件を満たしていない場合があるようです。それを地域で育てていく取組として地域資源の開発を進めているとのことでした。また、地域子育て支援コーディネーターは、ネウボラ・チームとも連携し、地域の様々な情報を集約しています。以上の世田谷区版利用者支援事業の体制を図にしたのがスライド7です。

平成30年度に、5地域全てにひろば型利用者支援事業者が設置されました。「ひろば型」と名付けているのは、その名のとおり“ひろば”、すなわち、その場所に親子が集まり、おしゃべりや遊びなどを通して親子が交流する場、となっているためです。そこにコーディネーターが入って、保護者から話を聞き、相談対応などを行っています。ただし、ひろば型中間支援センターは、あくまで全体を見る役目なので、“ひろば”としての機能は持っていません。中間支援センターのような機能を置いているのは、世田谷区版利用者支援事業の特徴で、利用者支援事業のモデルとなった団体が提案し実現したということです。

各地区のひろば型利用者支援事業者のもとに、おでかけひろばや児童館、子育てサロン、〇〇ステイ、これはほっとステイなどの短期預かりのことです、など、様々な団体や施設等があります。これらの連携を担っているのがひろば型利用者支援事業者です。その中から、利用者支援事業を担える団体が育ってくる、という形で地域資源の開発を行っています。このあたりが、社会教育的だと思いました。

ひろば型中間支援センターは、おでかけひろばの整備に併せて、全区的に相談事業を行い、コーディネーターの質の平準化と向上を図る拠点として平成27年に設立されました。ここには、ひろば機能はなく、①メールや電話での相談 ②5地域の情報収集 ③5つの事業者間のネットワークの構築 ④新たに相談事業に従事するコーディネーターの人材育成、を業務として位置づけ、まさにセンターとして機能しています。一方、各地域に1か所のひろば型利用者支援事業者は、平成27年10月に最初の事業者が委託され、平成31年2月に、ようやく5地域全てで委託されました。世田谷区は、従来から地域ボランティアの活動が盛んな

土壌があり、子育て支援団体もあったため、それらをNPO法人化するなどして、利用者支援事業者として委託していますが、やはり受託できる団体を育てることは容易ではなく、もともと、地域で活動しているボランティアの子育て支援団体などがいないと、同じような形でこの事業を立ち上げるのは大変なのではないか、とのお話がありました。

各地域のひろば型では、相談だけではなく、講座、イベントや、アウトリーチ型の支援も行っています。また、相談事業では、行政機関の窓口などにつなぐ必要が生じる場合もあり、必要に応じて同行支援を行うなど、大きな役割を担っているようです。

世田谷区の利用者支援事業を総括すると、各機関との連携体制をつくることが重要なので、コーディネーターの活躍が非常に大切であること、また、行政の機関だけで利用者支援事業を行うと、民間の活動をつなぐことが難しいですが、委託を受けた民間の事業者が行えば、民間の様々な活動につなぐことが可能となること、すなわち、地域に根付いた子育て支援を実施してきた団体が実施することで、行政では対応できないところまで含めて、地域の情報を含めて提供できるとのことでした。

今後の展望、課題としては、一つ目に、地域差を生まない質の平準化を図ることがあります。各地域、団体によって得意不得意がありますし、また、活動の盛んさにも差があります。それを平準化する努力をしていかななくてはなりません。二つ目は、区内全域の利用者支援の質の向上です。複雑な相談事なども増えてくるなかで、事業者やコーディネーターの質の向上を図る必要があります。三つ目は、ここまで見てきたように、世田谷区は利用者支援事業の体制がうまく構築されていますが、これらは基本的に未就学児の保護者が対象となっている一方、就学後の保護者への支援の体制ができていません。ですので、切れ目ない支援を就学児の保護者にもつないでいくことが課題となっています。

三つ目の課題について背景を伺ったところ、世田谷区には、公民館のような地域づくりの拠点となる施設があまりないようで、活用できそうなものとしては児童館が考えられる、とのお話がありました。地域のつながりの核となる施設があれば、就学児にもつないでいくことができるのかもしれませんが、今のところ、まだその体制はできていないとのことでした。地域の本来の活動を活用しきれていないところもあるかもしれません。

一方、世田谷区に強みとして、子育て支援に係るボランティアの循環が生まれていることがあげられます。利用した親が子育てを終え、今度はボランティアになろう、というサイクルが生まれています。

社会教育の範囲では、どこまで具体的な支援ができるのかが、この審議会での大きなテーマになると思います。ここまで見てきた世田谷区の事例は、あくまで子育て支援の取組なので、これを全て社会教育の範囲で行うことは困難で、どうしても福祉の領域にも入っていかなくてはならないと思います。

スライド11の図で示したように、世田谷区でひろば型利用者支援事業者が担っているところを、地域の核となる組織や施設などが担い、そこに地域子育て支援コーディネーターのような人が入ることで、地域の団体や活動、事業などをうまく吸い上げながら、家庭教育支

援事業が育っていくのではないのでしょうか。地域には、現在でも、子育てサロンや預かり施設、児童館、公民館などの資源がたくさんあると思います。そういった資源をうまく開発していくと活用できてくると思います。

その中で、課題となると思われる点を、図のまわり書き出してみました。まず、家庭教育支援と子育て支援の境界線はどこか、子育て支援のほうに入っていくと、完全に福祉の問題になってきますし、地域とのつながりや社会教育の問題に戻すと、具体的な事業の範囲をとらえるのが難しくなってきます。また、地区住民の関わりと啓発、地域ぐるみの体制が大切になってきますが、地区の単位はどうすればよいのか、という課題があります。行政単位、校区、公民館区など様々考えられるでしょう。世田谷区の場合は歩いて行ける距離、2 km 圏内くらいの範囲での地域子育て支援拠点設置を目指していることでした。地域の単位をどのように設定するにせよ、核となる施設や組織、機関は必ず必要となりますが、それはどこが担うのでしょうか。厚木市の場合は、公民館がありますが、公民館がないところはどこが担うのか。さらに、そこに子育て支援コーディネーターのような指導者となれる人が、行政から任命されてきちんといることが大切であり、そういった指導者の位置づけと育成研修が絶対に必要です。その上で、具体的支援策となると、様々難しい問題があります。コーディネーターのような人が、常設なのか、非常設なのか、常設となれば専任でなければならぬだろうし、サービスを実施する時間帯の問題も出てくると思います。

子育てサロンは、どこの地域でもあると思いますが、私は、この取材をしてから気になって、私がいる公民館に併設の児童館で行われている子育てサロンの様子をずっと見ていました。厚木市では、地域の人が社会福祉協議会の補助金を活用して、子育てサロンを月2回実施しており、多くの方が集まっていますが、子育てサロンが開催されていない時にも多くの親子連れが集まっている様子が見られました。なぜ、そこに集まっているのか聞いてみたところ、「子育てサロンをやっている施設だから遊びに来た」とのことでした。そういうことを、体制としてうまく活用し、そこに、専門の方が入っていけば、支援につながるのではないのでしょうか。そのように、地域の資源があっても、埋もれているものもあると思います。すでにある資源をうまく引き上げることで、具体的な支援策が生まれてくるのではないかと思います。ただし、公民館や公民館に代わる地域づくりの核となる施設がない場合に、どのようにしていくのがいいのかは、今のところ、よいアイデアが私の中にもありません。育成団体や自治会、PTAなどは、ボランティア団体なので、常設というのはむずかしいでしょう。核になる施設と仕組みがあって、そこには常時人がいて、きちんとした指導者が位置づいていることが大切だと思います。

○小野委員

改めて、今回の取材対象は福祉の施策ということで、これを、社会教育で取り組むというところと難しいのではないかと思います。

○事務局

世田谷区は、住民との協働という形で、地域資源とも連携しながら支援する体制づくりを

進めていることが青木委員の発表で見ていただけたと思います。これが進んでいけば、地域全体で子どもを育てる、子育てしやすい地域につながっていくものと思われ、少なくとも、就学前までは、こういった切れ目ない支援体制を推進していくための制度が、子ども・子育て支援新制度の下に整えられているといえます。

ただし、世田谷区はいわば先進事例であり、どこの自治体でも同じ水準で実施されている訳ではありません。そこで、県内市町村でのこれらの事業の実施状況を見てみたいと思います。利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業は、国の交付金を受けられる事業となっていますので、実施状況を交付の状況を参考として見てみます。

地域子育て支援拠点事業は、平成 30 年度の実績で、県内 33 自治体のうち、31 自治体で交付金を受けています。ただし、そのうち 9 自治体が域内に 1 拠点のみの設置、政令市以外はいずれも 1 桁の設置数となっているなど、子育て家庭の身近なところへの設置という点では、さらなる整備が期待される場所だと思われまます。

利用者支援事業は、基本型、特定型、母子保健型の少なくとも一つを実施し交付金を受けているのは 30 自治体ですが、基本型はそのうち 10 自治体となっています。なお、この基本型を実施している 10 自治体のうち、実施主体を見ると、直営と、NPO 法人や社会福祉法人などの団体とが半々となっている状況です。

このように、就学前の保護者への支援体制について、各市町村での体制が十分に整っているとまでは言えない状況ですが、少なくとも、支援の体制づくりのための制度はある程度整っており、国でも交付金を交付してその推進を図っていることが分かります。世田谷区でも課題として指摘されていたように、この切れ目ない支援を、就学後までつなげていくことは、今後の課題と思われまます。

○鈴木会長

論点がたくさんあり、難しいのですが、フリーディスカッションに入ります。質問や感想でも構いませんので御発言ください。

○青木委員

世田谷区の人口は約 90 万人です。5つの地区に分けて考えても、1地区 11 万～24 万人の人口となり、各区が一つの市に相当する規模となっています。その 1 地区にひろば型は 1 拠点ですから、世田谷区でも、まだまだ地域にまんべんなく設置できているとまではいかず、だからこそ、地域資源を活かしているということだと思われまます。また、世田谷区は子育て支援団体がよく育っており、それをうまく引き上げてあげようという姿勢が見られたように感じました。(事務局補記：世田谷区の「おでかけひろば(地域子育て支援拠点)」は、約 2 km 圏内での整備が進められており、現在、区内 30 か所以上に設置されている。各地区の利用者支援事業(ひろば型)の拠点が 5 地区それぞれに 1 か所となっている。)

○木下委員

核となる施設、組織について指摘がありましたが、厚木市では、施設として公民館があり、組織としても地域ぐるみ家庭教育支援事業運営委員会を設置しています。その委員会のメ

ンバーは、公民館運営懇話会のメンバー、すなわち、自治会連絡協議会、体育振興会、文化振興会、青少年健全育成会、地域福祉民生児童委員会、婦人会、老人クラブ、地域子ども教室運営連絡協議会、2つの小学校の校長、中学校長、公民館長、学識経験者数名に、2つの小学校のPTA会長、中学校PTA会長、小学校区の子ども育成会連絡会会長を加えたものとなっています。

まず、施設と組織があり、継続していることが大切です。一朝一夕に成果がでるものではないので、見直しをしながら継続していくことで、成果が出てくるのだと思います。

○吉田委員

世田谷区の事例で、区の非常勤職員として有償で働いている子育て応援相談員や母子保健コーディネーターがいる一方で、地域のNPOのボランティア的などところに期待しているという話でしたが、子育てが終わった方たちは、男性女性含めて、働きたいという意欲があると思うので、地域での新しい働く場になっていることも重要だと思います。そこで、全てがボランティアなのか、働ける場にもなっているのか、伺いたい。

○青木委員

確認していませんが、利用者支援事業者に関しては、有償だと思います。地域の団体を、そういう組織に育てているということだと思います。

○吉田委員

有償で位置付けられていると伺って、ちょっとホッとしました。出産後、早い時期から働く女性が増えており、ボランティア担い手がいなくなっているという実態も地域の中にあるので、その点が気になりました。

○越地委員

現在の小中の保護者の方々が、小学校前の段階で、どのように活動されてきたかは分かりませんが、現在は、制度が整えられつつあることが分かりました。先進的な世田谷区の事例を見たうえで、神奈川県内で具体的にどのように取り組んでいくかは、さらに検討していく必要があると思いました。

○鈴木紀子委員

世田谷区の事例について、利用者支援事業者の活動は有償という説明がありましたが、おそらくは有償といっても、企業等に勤める場合ほどの収入にはなっていないと思います。私は、NPOで働く女性の働き方やキャリア形成についてアンケート調査を実施したことがあります。その調査では、NPOで働く人の年収は200～300万円の層が最も多く、そのため、途中で転職する方も多いという結果でした。

世田谷区のような取組では、この事業に関わっていきたいという気持ちのある方が、そのまま続けてもらえればよいのですが、途中で別のキャリアパスを選ぶこともあるのではないかと思います。

また、就学後の支援が必要との説明がありましたが、神奈川という地域性や、社会教育での取組という観点をふまえると、それが、まさにポイントになると思いました。それに取り

組むにあたっては、組織の担い手がかなり重要だと思います。そういう取組では、最初は、担い手の方がボランティアベースで取り組むことが多く、その担い手を支援していくには、ソフトと施設の両面が必要だと思います。いずれにせよ、地域の担い手を支援しながら、事業として就学後の子どもを持つ保護者への支援をしていかれることがポイントになると思います。

○外村委員

報告のあった世田谷区の取組は、福祉部の担当事業でした。私たち教育委員会は、就学後の部分が担当で、放課後支援などを行っています。海老名市では、各小学校に、地域の方々による学校応援団を置き、放課後の体育館やグラウンドを利用した、子どもたちの遊び場、放課後の居場所づくりを行ってもらっています。これは、平成27年度から開始した事業で、開始当初は、まだまだ若い方々が多かったのですが、現在は、引き継いでくださる方がおらず、当初からのメンバーで何とか継続している状況です。また、コーディネーターも、各校に一人配置しており、当初は学校OBをお願いしていましたが、できれば地域の方に引き継いでいただきたいと働きかけているところですが、なかなか担い手がない状況です。

こういった事業を実施するにあたっては、地域の方を集めることが一番難しいところです。いくら予算を確保しても、人が集まらなければできない事業なので、市として一番困っているのは、人材発掘です。

○山田委員

青木委員の報告で、ボランティアの循環が生まれているという話がありました。私の周りでも、出産後すぐに、子どもを預けるところを見つけて働き始める人もいて、預かってくれるところがあることに感謝しているという話を聞きます。また、小学校にあがると学童保育などを利用し、やはり感謝しているという声を聞きます。有料でも、子どもを預かってもらえることに感謝しているようです。さらに、そういったところで面倒をみてもらっていた子どもが卒業すると、今度は、そこに遊びに行き、低学年の子どもの面倒を見るようになるという循環が生まれているようです。そういう話を聞くと、協力していきたいと思います。

○小野委員

世田谷区は充実した活動をされていて、理想に近いように思いましたが、取材を通じて感じたことは、最後は、人の力が重要だということです。取材の中で、子育て支援コーディネーターが、子育てに悩んでいる保護者に、“相談に”ではなく「“遊びに”来たら」と声をかけたという話を伺いました。その話を伺って、リスクを感じ取るプロの目が育っていることに非常に感心しました。システムも大切ですが、人材づくり、プロの目の蓄積も大事であり、先ほど指摘のあった、有償で働くということも大切な要素だと思いました。

○大橋委員

世田谷区の事例は、先進的ですねと思いました。

経営者側、企業側から考えると、生産年齢人口が減少に転じている中で、女性の就業は、人手不足を補う上で重要になってくると思います。そこで避けて通れないのが、子育ての間

題です。NPO などを含めた地域ぐるみの子育て支援は、これから経済が持続的に成長していく上で、非常に重要なものとして位置づけられると思います。世田谷区のような取組が県内市町村にも広がれば、女性も男性も、子育てをしながら働いて、労働力の減少に歯止めをかけることができるのではないのでしょうか。神奈川県のエンジンを回していくという意味でも、子育て支援の取組は重要だと思います。

○大田委員

支援の対象をどこに絞るかによって答申の内容が違ってくるので、難しい部分だと思いますが、今日の話の中で指摘のあった、小学校以降への接続については、確実に一つの枠組みをつくってあげないといけないのではないかと思います。

学校の教育体制は、時代とともに変化してきていますが、子どもは、おそらく変わっていません。子どもにとって、様々な大人との触れあいや、子ども同士の交流の機会が減っている現状はありますが、子どもは変わっておらず、教えてあげればよく育ちます。そういう場所をどうやって作っていくかを、真剣に、行政や企業も含めて考えていかなければならないと思います。人手不足や女性の雇用などの問題も、男性女性に関わらず、働きたい人が、ある一定の年齢と、一定の時期を終えれば、働くことができるという考え方を持つためには、小さいころから育ててあげないといけないと思います。

○浅野委員

別紙2で、項番26として掲載されている事業「子育てふれあいプラザ」は綾瀬市の事業で、学童保育とは別に実施しているものです。学校の施設を放課後の子どもたちの居場所として活用し、地域の方による“パートナー”に、安全管理等を行ってもらっています。パートナーにはわずかですが報酬が支払われますが、利用料は無料となっています。

定期的に、ふれあいプラザ運営委員会を開催します。委員会の構成員は、パートナー、学校の管理職に加えて、青少年課の職員が入ります。この青少年課の職員が入ることが大切だと考えています。こういう事業では、実際に動く人たちは、地域に近い人たちを地域の中から上げていかなければ、地域の力になりません。そこで、その道筋をつけることを、行政の担当者が地域に寄り添う形で行っていかなくてはならないと思います。

市町村の取組状況調査結果の報告で、家庭教育支援なのか、子育て支援なのか、境目が不透明なところがあるという説明がありました。また、青木委員の発表でも、社会教育でできることとは、家庭教育支援と子育て支援の境界は、という投げかけがありました。そこを、きちんと整理して、行政が事業を展開していくことが大切だと思います。

○鈴木会長

具体的に、必要としている人のところに、どういう支援を届けるかという観点ではなく、支援する人たちが育っていく、より自立的になっていく、という観点でもよいのではないかと思います。世田谷区は、牟田悌三がボランティア活動を行ったことでも知られており、従来から、人を育てることに取り組んできた土壌があったといえるかもしれません。極論すれば、テーマは何でもよく、何かの支援を通して、人々が自立的になることが、社会教育の

取組なのかもしれません。今回は、それを、家庭教育支援を通じて考えているわけですが、より大きな側面から考えることも可能なのかもしれません。

続いて、家庭教育支援条例について、事務局から情報提供願います。

○事務局

最初に、今回、情報提供する背景、理由を説明します。

家庭教育支援については、平成18年の教育基本法改正で新たに規定されました。その後、平成29年に「家庭教育支援法案」が国会に提出される見込みとの報道がありましたが、結局提出は見送られ、その後これまで、法案は提出されていません。一方、地方自治体においては、平成25年の熊本県を皮切りに、8県6市で「家庭教育支援条例」が制定されています。このような全国の状況から、神奈川県においても家庭教育支援条例の必要性について考えを整理したいと考えており、今期審議会で「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方」について諮問させていただいていることから、条例の必要性について、審議会に御意見を伺いたいと思います。そこで、今回は、条例に関する情報提供を行い、次回審議会で、委員の皆さんから御意見を頂戴したいと考えています。

資料5-1は、家庭教育支援条例を制定している8県6市を記載しています。条例の内容は、自治体により少しずつ違いがあるものの、いずれも、最初に制定した熊本県の条例に共通する内容が多くなっていることから、各自治体が「くまもと家庭教育支援条例」をひな形にしていると思われます。そこで、資料5-2として「くまもと家庭教育支援条例」およびその逐条解説を配付しました。

資料5-3は、8県の条例の条文構成を比較し表にしたものです。8県の条例を見ると、いずれもその前文で「家庭の教育力の低下」を指摘しており、“家庭が家庭教育に対する責任を自覚することが必要である”という趣旨の記述が共通してみられます。家庭教育支援条例は、そうした考え方を背景に、いずれの条例でも「保護者の役割」を規定しているのが一つの特徴であり、自治体によっては、祖父母の役割にも踏み込んで規定しているところもあります。また、地域や学校の役割も規定しており、家庭、学校、地域住民の連携が、いずれの条例でも記載されています。

次に、神奈川県の実況としては、家庭教育支援条例は制定していないものの、県の総合的な教育の指針である「かながわ教育ビジョン」において、家庭教育支援を重点的な取組として位置付け、「地域・学校など社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援する取組」を進めています。資料5-4としてかながわ教育ビジョンの抜粋を配付しました。なお、その裏面には、関係法令として「子ども・子育て支援法」「教育基本法」の関係部分を掲載しています。

このような状況の中、神奈川県議会では、今年9月の本議会で、家庭教育支援について条例の制定を含めて質問がありました。

情報提供する資料は以上となりますが、条例の必要性を検討するにあたって、事務局の考える主な論点としては、条例を制定し、「保護者の役割」を明記することは、保護者の自覚

を促すといった意味で、有効とする考え方がある一方、教育基本法の「保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」との規定があるので、これと重複するという考え方もあるかと思えます。

また、条例が制定されることで、積極的な取組が担保されるという考え方もあるでしょうし、一方、理念的な条例の制定よりも、「かながわ教育ビジョン」のような教育に係る計画等への位置づけが、具体的な施策につなげやすいのではないかと、という考え方もあるかと思えます。

そういった論点、またそれ以外の論点も考えられるかもしれません。それらを含めて、様々な視点から、家庭教育支援条例の必要性について御意見を伺いたいと考えております。家庭教育支援条例について説明するのは、今回が初めてとなりますので、資料を参考としていただき、次回、御審議をお願いしたいと思います。

○鈴木会長

神奈川県において、家庭教育支援条例を作ろうという動きがあるので、審議会としての意見を聞きたいということで、次回、議題として出しますので、御承知おきください。

以上で、本日の審議を終わります。

(2) その他

4 その他

5 閉会